（金融商品の時価等）

1．金融商品の状況に関する事項

国際交流基金の資金運用は、政府からの出資金と民間からの出えん金からなる運用資金を原資として、中長期的収入の安定と各事業年度の必要収入の確保という両面に考慮した、安全性の高い中長期債券を基本とした運用を行っている。デリバティブ取引については、為替差損益の影響による事業費の変動を最適化し、もって予算の計画的、安定的な執行に資することを目的として行っており、投機的な取引は行っていない。

未収債権等については、そのほとんどが１年以内の期日であり、会計規程に沿って管理していることから、信用リスクは僅少である。また、投資有価証券についても、法令等により指定された債券を、毎年度の理事会において決定される資金運用方針・計画に従い、格付の高いもののみ対象にしているため、信用リスクは僅少である。デリバティブ取引は、当基金の資金運用諮問委員会に諮った上で、理事会の決定に基づき実施している。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	5,191,283,135	5,191,283,135	0
⑵　未収金	471,280,149	471,280,149	0
⑶　有価証券及び投資有価証券 満期保有目的債券	58,628,768,672	62,253,396,954	3,624,628,282
⑷　長期預金	700,000,000	763,786,559	63,786,559
⑸　未払金	(945,994,607)	(945,994,607)	(0)
⑹　デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—

㈱　負債に計上されているものは、(　)で示している。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴　現金及び預金　⑵　未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑶　有価証券及び投資有価証券

満期保有目的債券の時価は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。有価証券及び投資有価証券について、貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額を示せば、次のとおりである。

有価証券及び投資有価証券で時価のあるもの

（単位：円）

区　分	決算日における貸借対照表計上額	決算日における時価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	57,628,768,672	61,317,496,954	3,688,728,282
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	1,000,000,000	935,900,000	△　64,100,000
合　計	58,628,768,672	62,253,396,954	3,624,628,282

⑷　長期預金

定期預金の時価は、元利金の合計額をリスクフリーに近い市場利子率を基礎とした利率で割り引いて算定する方法によっている。

⑸　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑹　デリバティブ取引

デリバティブ取引は、外貨払経費の為替変動リスクを回避するため、ヘッジ会計を適用している。時価については、取引金融機関から提示された価格によっており、決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等を示せば、次のとおりである。

（単位：円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち１年超	時　価	当該時価の算定方法
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建	為替予約	860,147,177	—	848,273,811	取引金融機関から提示された価格によっている。

（資産除去債務関係）

1．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　資産除去債務の概要

国内外の事務所において、賃貸借契約に伴う原状回復義務に基づき、原状回復費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上している。

⑵　資産除去債務の金額と算定方法

各事務所が保有する主な固定資産の耐用年数を基本にして、その残存年数を履行時期として資産除去債務を計上している。割引率については各国の国債を参考にして、1.818%～12.571%を採用している。

⑶　当事業年度における資産除去債務の総額の増減

（単位：円）

期首残高	53,924,340
有形固定資産の取得に伴う増加額	0
時の経過による調整額	1,958,261
期末残高	55,882,601

2．貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

本部事務所においては、賃貸借契約に基づき退去時における原状回復に係る債務を有しているが、独立行政法人国際交流基金第二期中期目標・中期計画で掲げた一般管理費削減を達成するために、平成20事業年度において事務所移転を実施して以降、平成24年度末現在移転は予定されていない。今後の本部事務所の移転等に関する意思決定は、主務省庁の総合的判断を前提に行われることから、その時期については平成24年度末現在未確定な状況である。